

資料 4-7

(4-7-1 ~ 4-7-4)

説明資料

(諮問第 508 号関係)

- ・ まさば及びびごまさば対馬暖流系群



マサバ (対馬暖流系群) ①

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

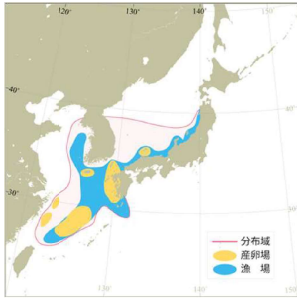


図1 分布域

東シナ海南部から日本海北部沿岸域、さらに黄海まで広く分布する。

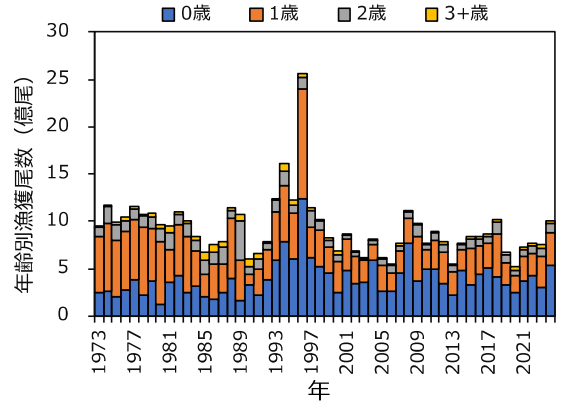


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

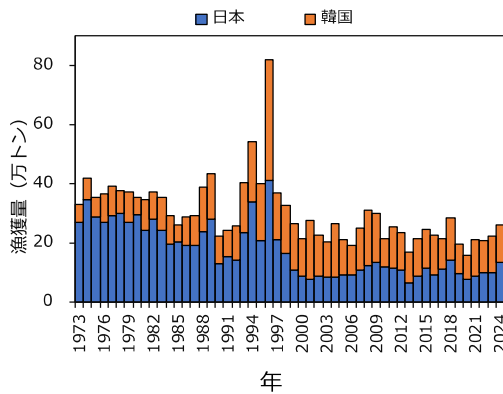


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、1980年代までは安定していた。その後減少し、1996年に急増したあとは概ね横ばいで推移した。2020年に減少した後は増加傾向を示し、2024年は26.0万トンであった。そのうち日本は13.5万トン、韓国は12.5万トンであった。

マサバ (対馬暖流系群) ②

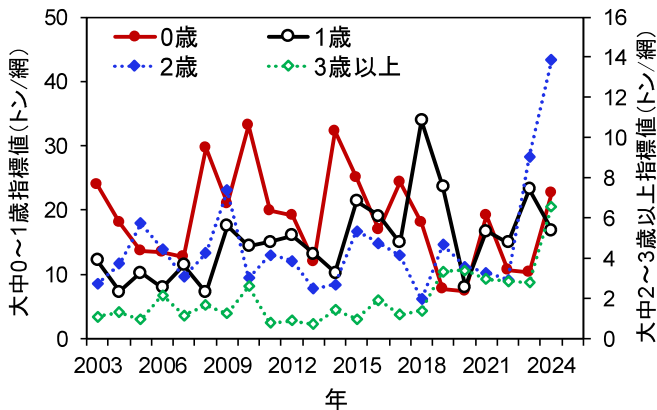
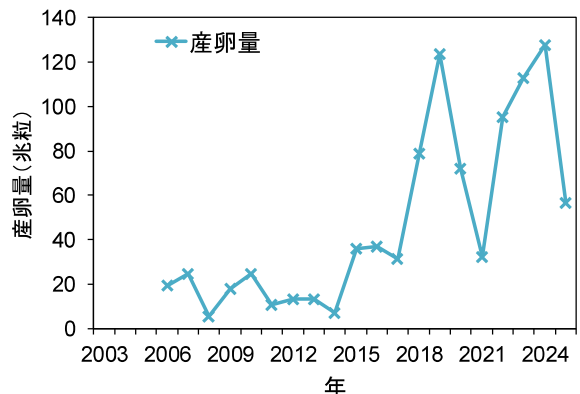
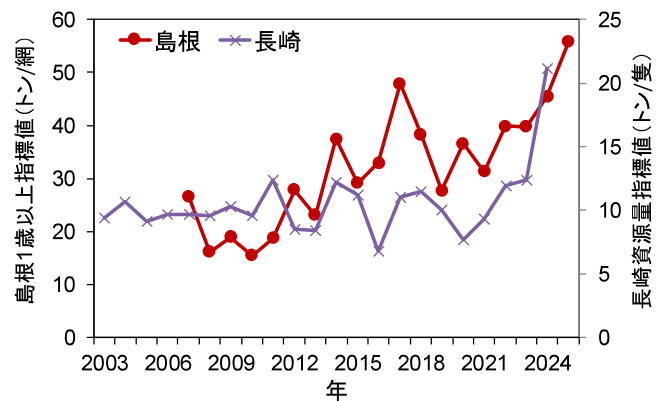


図4 資源量指標値

資源量指標値には、大中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）、島根県中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）、長崎県中型まき網CPUE（1隻当たりの漁獲量）、産卵量を用いた。いずれの指標値も、2024年は平年よりも高い水準を示した。また、今年度評価より取り入れた島根県中型まき網CPUEの最新値（2025年）は過去最高水準となったが、産卵量の最新値（2025年）は減少した。



マサバ (対馬暖流系群) ③

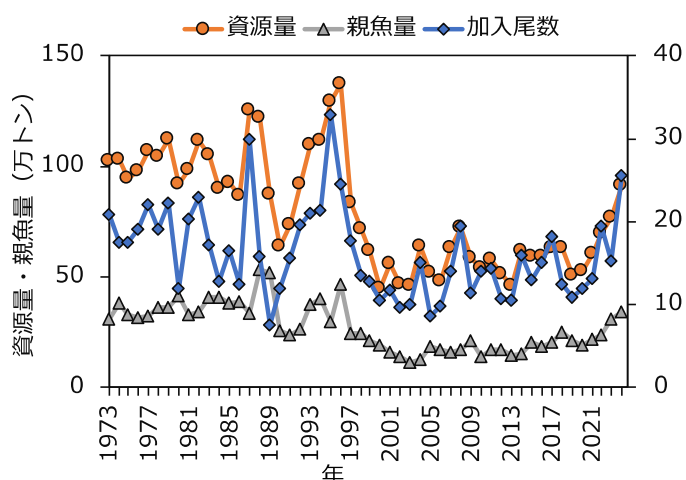


図5 資源量・親魚量・加入量

資源量は2019年の低加入などの影響で減少し、2019年に50.7万トンとなったが、2021年以降増加傾向を示し、2024年は91.1万トンであった。親魚量は直近5年間（2020～2024年）でみると増加傾向で、2024年には34.0万トンであった。加入量（0歳の資源尾数）は2022年以降高い水準にあり、2024年は極めて高かった。

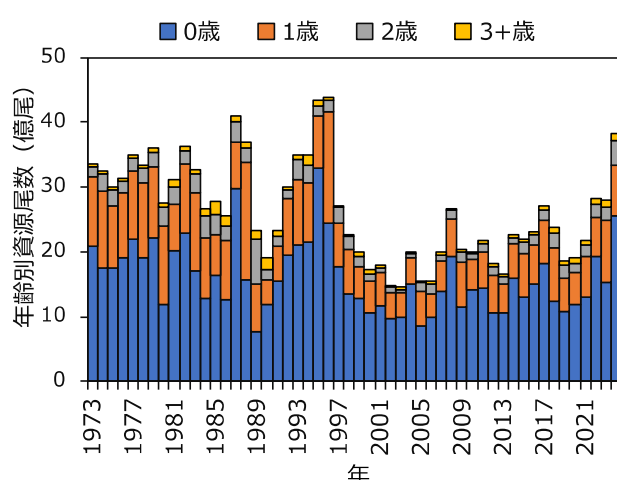


図6 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。近年では、0歳魚尾数は2017年は18.3億尾と多かったが、2019年は10.9億尾と少なかった。その後増加し、2024年は25.6億尾と推定された。

マサバ (対馬暖流系群) ④

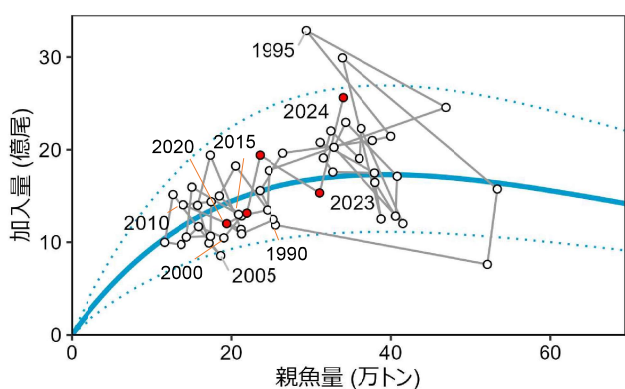


図7 再生産関係

1973～2022年の親魚量と加入量に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。白丸は観測値で、赤丸は直近5年間の観測値である。

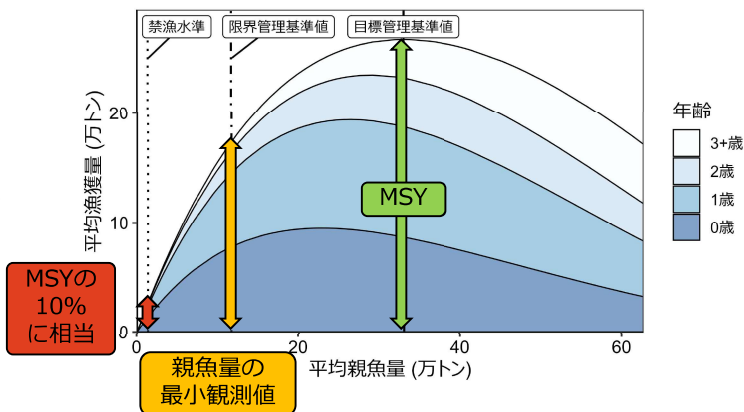


図8 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は33.0万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値は親魚量の最小観測値、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
33.0万トン	11.7万トン	1.3万トン	34.0万トン	26.7万トン	26.0万トン

マサバ (対馬暖流系群)

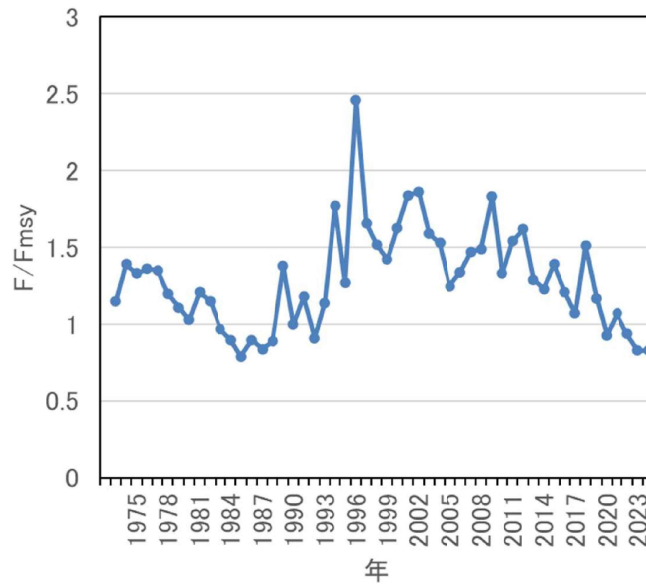


図 漁獲圧の変化

2010年代以降、減少傾向にある。過去3年はFmsyを下回る水準にあり、2024年のF/Fmsyは0.83。

マサバ (対馬暖流系群) ⑤

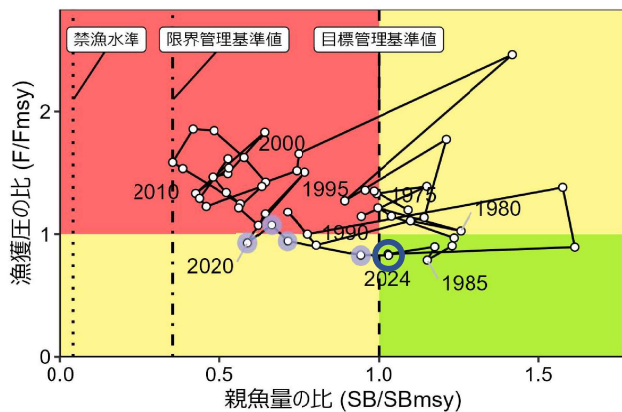


図9 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、1980年代は最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っていた。1997~2023年はSBmsyを下回っていたが、2024年に上回った(1.03倍)。漁獲圧 (F) は、1980年代前半は概ねSBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っていたが、1993年以降はFmsyを上回っていた。2021年を除き、2020年から再びFmsyを下回っており、2024年もFmsyを下回った (0.83倍)。

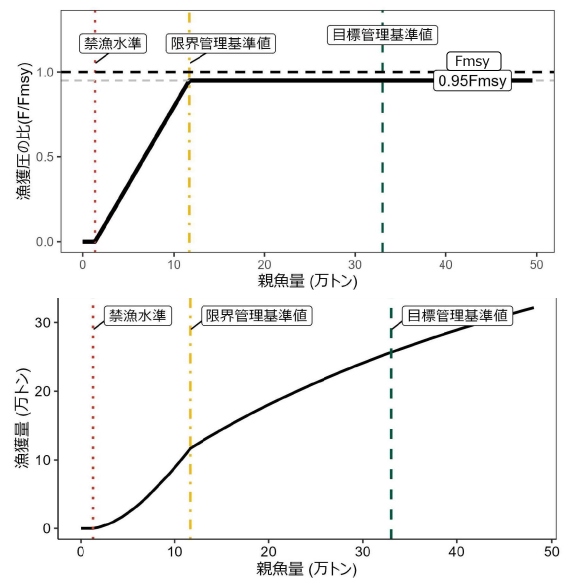
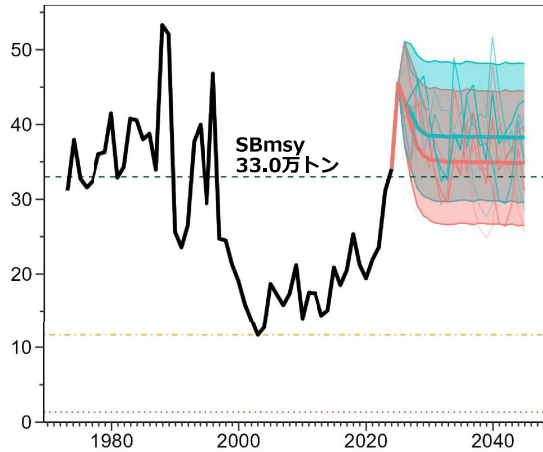


図10 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マサバ (対馬暖流系群) ⑥

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

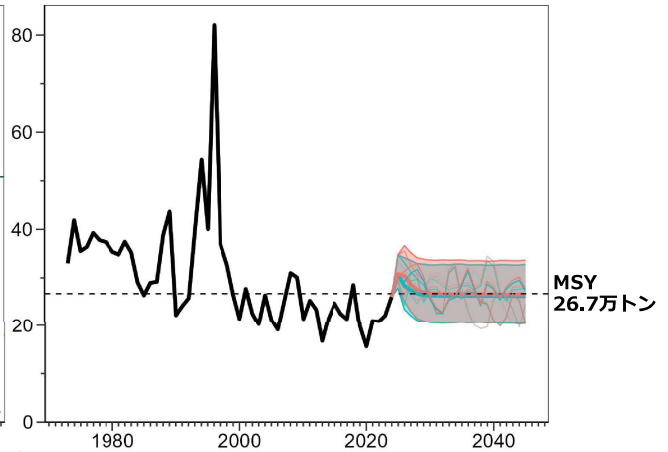


図11 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

親魚量の平均値は目標管理基準値以上、漁獲量の平均値はMSY水準でそれぞれ推移する。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 ($\beta=0.95$)
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果(1万回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY
- - - - - 目標管理基準値
- · - · - 限界管理基準値
..... 禁漁水準

マサバ (対馬暖流系群) ⑦

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

β	2035年に親魚量が目標管理基準値 (33.0万トン) を上回る確率											
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.00			38.8	35.5	34.1	33.5	33.3	33.2	33.0	33.0	33.0	48%
0.95	45.5		39.9	37.0	35.8	35.3	35.2	35.1	35.0	35.0	35.0	62%
0.90		43.2	41.0	38.6	37.6	37.2	37.2	37.1	37.0	37.0	37.1	76%
0.80			43.2	42.0	41.5	41.3	41.3	41.3	41.3	41.3	41.3	94%
現状の漁獲圧			41.7	39.7	38.8	38.5	38.5	38.4	38.4	38.4	38.4	83%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00		31.6	29.3	27.9	27.2	27.0	26.9	26.8	26.7	26.8	26.7
0.95	30.8	30.4	28.6	27.5	27.0	26.8	26.8	26.7	26.7	26.7	26.7
0.90		29.2	27.9	27.0	26.7	26.6	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5
0.80		26.6	26.4	25.9	25.8	25.8	25.8	25.7	25.7	25.8	25.7
現状の漁獲圧		28.3	27.5	26.7	26.4	26.4	26.3	26.3	26.3	26.3	26.3

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.95$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2025年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧 (2022~2024年の平均: $\beta=0.87$ 相当) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2026年の平均漁獲量は30.4万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は62%と予測される。併せて、 β を0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2026年のABC (万トン)	2026年の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2022-2024)	2026年の漁獲割合 (%)
30.4	43.2	1.09	33

※上記の表は暦年 (1~12月) の値であり、2026年漁期 (7月~翌年6月) のABCは29.7万トンである。表の値は今後も資源評価により更新される。



ゴマサバ (対馬暖流系群) ①

ゴマサバは日本周辺に生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

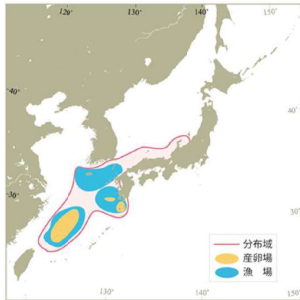


図1 分布域

東シナ海南部から日本海中部沿岸域に分布し、産卵場は東シナ海中南部と薩南海域である。

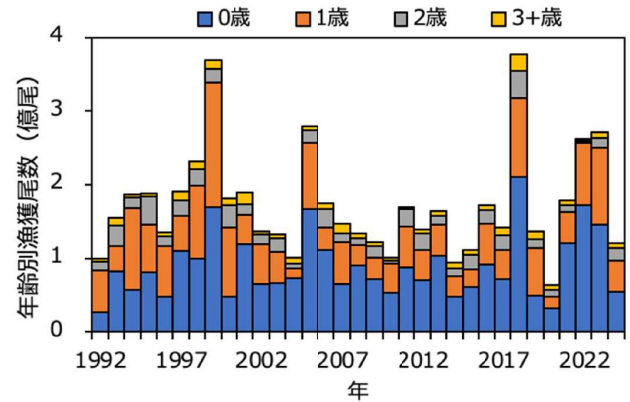


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

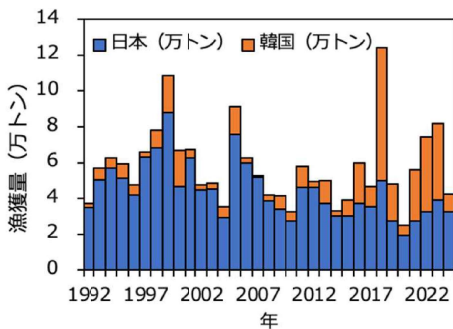


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、2018年（12.4万トン）には急増したが、2024年は4.2万トンであった。そのうち日本は3.3万トン、韓国は1.0万トンであった。

1

ゴマサバ (対馬暖流系群) ②

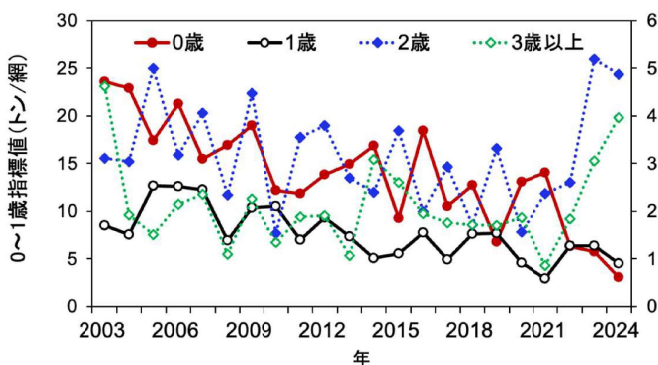


図4 年齢別資源量指標値の推移（大中まき）

2024年においては0、1歳魚は低い水準を示したが、2歳魚、3歳魚以上は高い水準を示した。

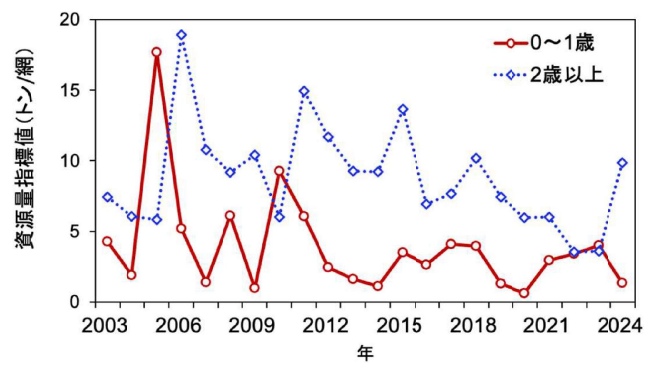


図5 年齢別資源量指標値の推移（枕崎中まき）

2024年においては0～1歳魚は前年より減少したが、2歳魚以上は前年より増加した。

2

ゴマサバ (対馬暖流系群) ③

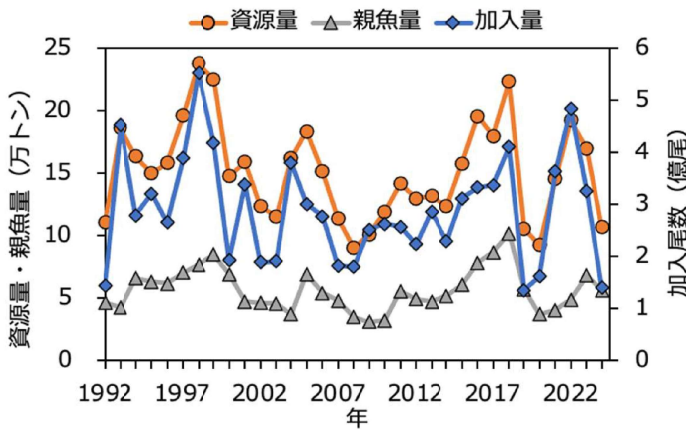


図6 資源量・親魚量・加入量

資源量は1992年以降、増減を繰り返しており、2021年から増加し、2022年に19.2万トンとなったが、2023年以降減少し、2024年は10.7万トンとなった。加入量（0歳魚の資源尾数）は2022年は4.8億尾と高かったが、2023年以降減少し、2024年は1.4億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2020～2024年）でみると横ばいで、2024年には5.7万トンであった。

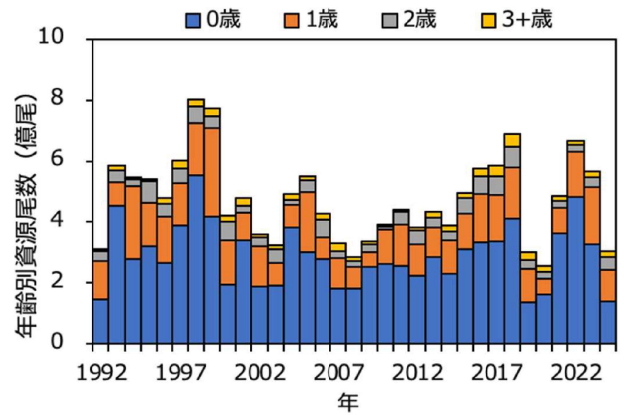


図7 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。0歳魚資源尾数は2019年と2020年は1.3億～1.6億尾と少なかった。2022年は4.8億尾と多かったが、2023年以降減少し、2024年は1.4億尾であった。

ゴマサバ (対馬暖流系群) ④

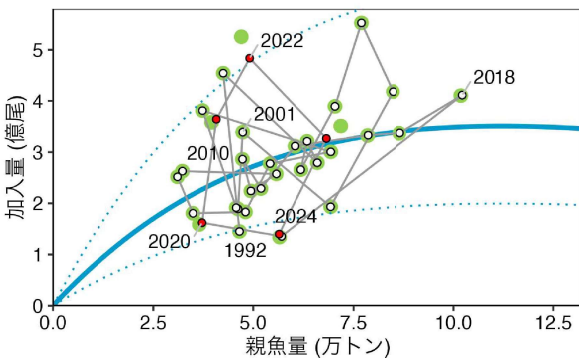


図8 再生産関係

1992～2022年の親魚量と加入量の情報に基づくリッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2025年度資源評価で更新された観測値、赤丸は直近5年間（2020～2024年）の観測値である。

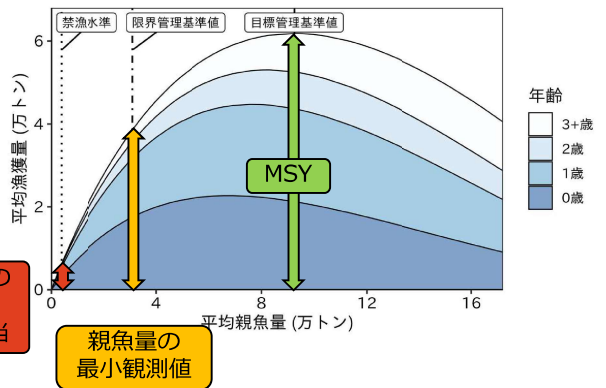


図9 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は9.2万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値は親魚量の最小観測値、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
9.2万トン	3.1万トン	0.4万トン	5.7万トン	6.2万トン	4.2万トン

ゴマサバ (対馬暖流系群)

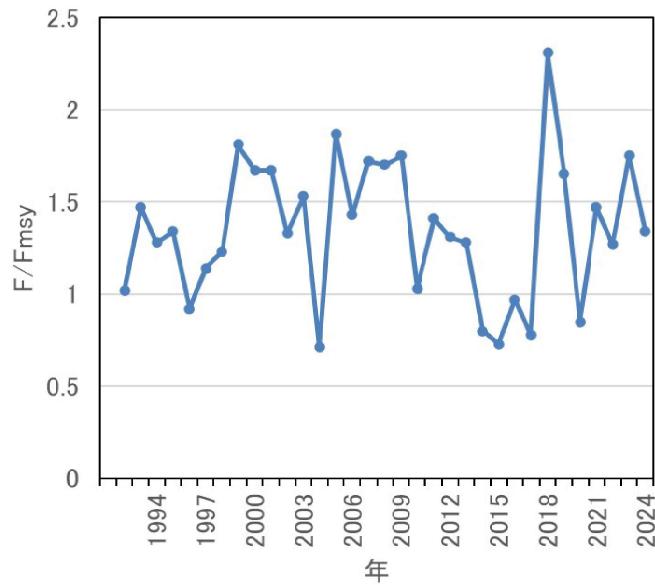


図 漁獲圧の変化

近年では2018年に増加。その後、減少するも、2021年に再び増加。2024年は前年より減少し、 F/F_{msy} は1.34。

ゴマサバ (対馬暖流系群) ⑤

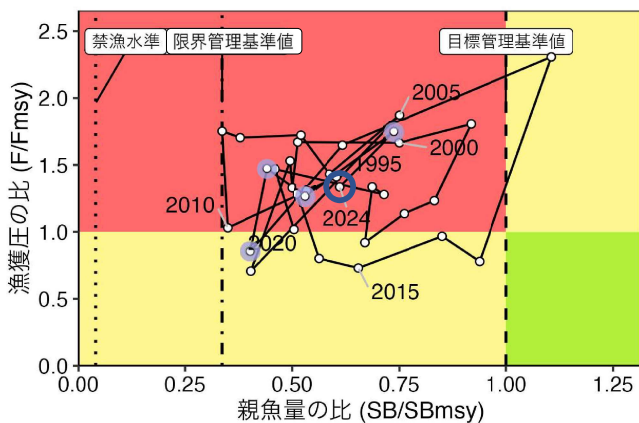


図10 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、2018年を除き全ての年において最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を下回っている。2024年はSBmsyの0.61倍であった。漁獲圧 (F) は、1992年以降、多くの年でSBmsyを維持する漁獲圧 (F_{msy}) を上回っている。2024年は F_{msy} の1.34倍であった。

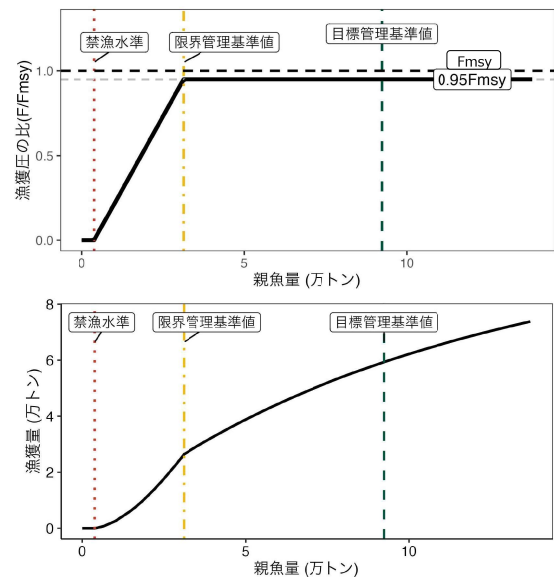
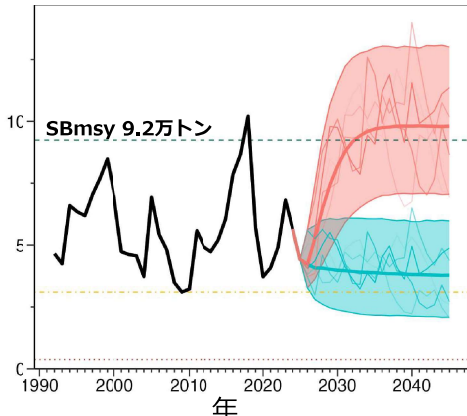


図11 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

F_{msy} に乗じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

ゴマサバ (対馬暖流系群) ⑥

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

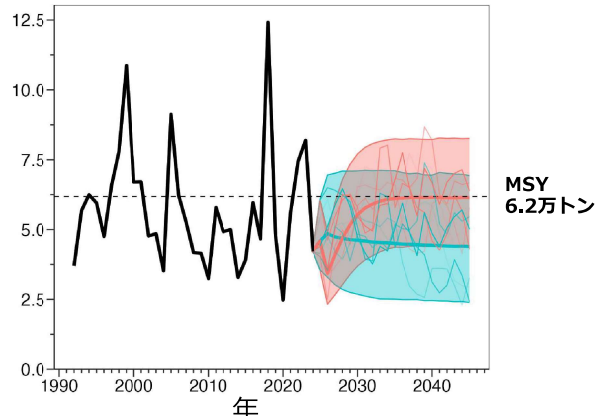


図12 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

親魚量の平均値はSBmsyを上回る水準で、漁獲量の平均値はMSY水準で推移する。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 (β=0.95)

■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値

..... 限界管理基準値

..... 禁漁水準

ゴマサバ (対馬暖流系群) ⑦

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

β	2035年に親魚量が目標管理基準値 (9.2万トン) を上回る確率											
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	確率
1.0	4.4	4.2	5.1	6.2	7.0	7.7	8.2	8.6	8.8	9.0	9.1	
0.95			5.3	6.5	7.4	8.2	8.8	9.2	9.4	9.6	9.7	57%
0.9			5.4	6.7	7.9	8.7	9.4	9.8	10.1	10.2	10.3	70%
0.8			5.7	7.3	8.7	9.8	10.6	11.1	11.4	11.6	11.7	90%
現状の漁獲圧			4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.9

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	4.6	3.6	4.2	4.8	5.2	5.5	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1
0.95		3.4	4.1	4.7	5.2	5.5	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1
0.9		3.3	4.0	4.6	5.1	5.5	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1
0.8		3.0	3.8	4.5	5.0	5.4	5.6	5.8	5.8	5.9	5.9
現状の漁獲圧		4.9	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、βに0.95を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2025年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧 (2022~2024年の平均: β=1.61相当) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2026年の平均漁獲量は3.4万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は57%と予測される。併せて、βを0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2026年のABC (万トン)	2026年の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2022-2024)	2026年の漁獲割合 (%)
3.4	4.2	0.63	29

※上記の表は暦年 (1~12月) の値であり、2026年漁期 (7月~翌年6月) のABCは3.8万トンである。表の値は今後の資源評価により更新される。

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）
まさば及びごまさば対馬暖流系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② まさば対馬暖流系群、ごまさば対馬暖流系群それぞれについて、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値、資源管理基本方針別紙 2-16 の第 4 に定める漁獲シナリオより得られる漁獲圧力、及び資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値（まさば対馬暖流系群は 0.7、ごまさば対馬暖流系群は 0.95）を乗じた値を ABC とする。
- ③ 管理年度当初の TAC は、両系群の ABC の合計値（244 千トン）から、漁獲シナリオに即して行った令和 7 管理年度の TAC に追加した数量（45 千トン）を減じた数量を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まさば及びごまさば対馬暖流系群	199,000 トン（※） <244,000 トン-45,000 トン>

（※）令和 7 管理年度が終了し、当該管理年度の漁獲実績が確定した後に、漁獲シナリオに則して、令和 8 管理年度の TAC を変更する。

2 配分（案）

- （1）3,800 トンを管理年度当初の国の留保とする（※）。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
（※）両系群の ABC の合計値（244,000 トン）の 20 パーセントである 48,800 トンから、漁獲シナリオに則して行った令和 7 管理年度の TAC に追加した数量（45,000 トン）を差し引いたもの。
- （2）TAC から管理年度当初の国の留保を除いた分について、過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づき、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （3）配分量（案）は別紙のとおり。

(参考1) 資源管理の目標

1 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：330千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：117千トン（親魚量の過去最小値）
- ③ 禁漁水準値：13千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

2 ごまさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：92千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- ② 限界管理基準値：31千トン（親魚量の過去最小値）
- ③ 禁漁水準値：4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

(参考2) 漁獲シナリオ（資源管理基本方針別紙2-16第4関係）

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ及び漁獲圧力

- ① 親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、次の方法で漁獲圧力を調節する。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β ：まさば対馬暖流系群、ごまさば対馬暖流系群共に0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

2 管理年度途中のTACの調整について

管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。

- ア 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度のTACに一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- イ 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定されるTACは、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ウ TACの調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(参考3) T A C及び漁獲実績の推移

単位：万トン

	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度	R3 (2021) 管理年度
T A C	20.87 (27.05)	21.39 (23.67)	18.53 (19.13)	12.90 (14.30)	17.82
漁獲実績	—	19.06	16.35	14.19	12.76

(出典：T A C報告より水産庁作成)

※括弧内は変更後の数字（管理年度中に変更があった場合）

(参考4) その他

T A Cの未利用分の繰越しについては、令和8管理年度以降の導入に向けて現在検討中。

令和8管理年度まさば及びごまさば対馬暖流系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば対馬暖流系群	199,000 <244,000-45,000>

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	103,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	7,800	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	23,700	
山口県	2,700	
長崎県	40,700	
鹿児島県	8,200	

留保(トン)	3,800 <48,800-45,000>
--------	--------------------------

令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(まさば及びごまさば対馬暖流系群) (案)

1 背景

令和 7 管理年度において、まさば及びごまさば対馬暖流系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (3) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

以下に掲げる数量の変更については、事後報告で対応できることとする。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更【継続】
- (2) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更【継続】
- (3) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更【継続】
- (4) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、漁獲可能量の調整が行われた管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度の国の留保への戻し入れに伴う数量の変更【新規】

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。